

鯉のぼりとれんげ草が 見守る中を

(阿曾のれんげ畑を楽しむ斑鳩幼稚園の子どもたち)



おもな 内容

- 台風・豪雨の発生に備える・・・2～3
- 議会組織が決定・・・・・・・・・・4
- 町職員の募集・・・・・・・・・・6
- 雨水貯留施設の設置費用助成・・・6

台風・豪雨の発生に備える

避難情報を入手し、早めの行動を

全国各地で毎年のように台風や豪雨による被害が発生しています。台風や豪雨は到来時期や規模をある程度予測することができます。日頃から気象情報や避難情報に関心を持ち、風雨が強まってきたときは、早めに命を守る行動をとりましょう。

●問い合わせ
企画政策課 ☎277-5998

町からの避難情報を聞き逃さない

幸いなことに、この地域では長年大規模な災害は起きていません。しかし、全国各地で災害が頻発している中、いつ何時、太子町で災害が起こってもおかしくありません。災害時に最も重要といわれているのが情報です。

町では、災害発生の際には、災害対策本部を設置し、町職員や消防団員などが危険箇所のパトロールを行います。

また、さまざまな気象警報や警戒情報などを収集して総合的な検討を行うとともに、必要に応じて避難勧告などを発令します。

避難勧告などは、テレビ、ラジオ、ホームページのほか、

避難情報は住民の安全を最優先に発令

◆3段階の避難情報

避難準備情報	避難の準備を始めましょう	高齢者や障害のある人など、避難に時間を要する人が、避難行動を開始しなければならない段階です。
避難勧告	避難を始めてください	避難を強制するものではありませんが、避難のための行動をすすめる段階です。
避難指示	ただちに避難してください	被害が発生する危険性が高い場合に発せられます。避難勧告より拘束力が強くなります。



避難時に支援が必要な人や避難に時間を要する人を地域で支えよう(平成24年度太子町防災訓練)

Interview

無理な避難はしない！



防災士
森川 輝良さん
(町与)

水害発生時には、避難途中に水に流され亡くなるなどの痛ましい被害が発生しています。避難勧告などが発令されたとき、速やかな行動が必要ですが、避難所までの経路が安全であるとは限りません。逃げ遅れた場合や、暗闇などの場合で避難所へ行くことに危険を感じたら、無理に避難所をめざすのではなく、安全が確保できる少しでも高い2階や3階へ避難(垂直避難)しましょう。

家族の話し合いで避難情報を共有する

台風や大雨は、報道などである程度到来が予測でき、家族であらかじめ有事の対応を

自治会放送やたいし安全安心ネット、広報車による巡回(町・消防団など)により皆さんへお知らせします。豪雨や台風接近のとき、町からの避難情報に注意し、聞き逃さないようにしてください。携帯電話、スマートフォンをお持ちの人は、たいし安全安心ネットに登録し、いざという時に情報を受け取れるようにしておいてください。

話し合う機会を持てば、被害を少なくするための準備をすることが出来ます。また、災害は、家族がそろっているときに起こるとは限りません。子どもたちだけで留守番をしているとき、災害が起きたら親が迎えに来るまで家で待つのか、子どもたちだけで避難するのか、家庭で話し合った経験があれば、子どもたちはどのように行動すればいいかわかりません。「うちの子どもは必ずそこについてくれる」と確信できるまで話し合いましょう。そして、「お父さんお母さんも必ず迎えに来る」と安心させてあげましょう。高齢者の場合も同じです。

テレビのデータ放送で避難情報を収集する

- ▼家族の話し合い項目
- ①役割分担を決める
 - ②最寄りの避難場所と避難ルートを確認する
 - ③家族が離れ離れになったときの連絡方法を決める
 - ④備蓄品や非常持出品の場所を確認する

災害が発生したときに太子町が発信した避難情報(避難勧告・指示、避難所開設など)を、NHK神戸放送局(NHK総合テレビ)、サンテレビジョンの地上デジタル放送のデータ放送を活用してお知らせしています。

データ放送での情報入手

共通
リモコンの「d」ボタンを押す
NHK神戸放送局
「くらし安全」を選択↓防災情報画面
サンテレビジョン
「防災情報」を選択↓「避難勧告指示」を選択

伝言サービスで安否情報を発信する

災害時に自分の電話番号や安否情報を音声や掲示板に登録することで、家族や友人などと連絡をとることができるサービスがあります。いざというとき、互いが自身の安否を発信・確認することを家族や友人と約束しておきましょう。

災害用伝言ダイヤル171

被災地の人から自宅の電話番号で安否情報を録音(登録)し、全国からその音声を再生(確認)することができます。

◆伝言の登録

171+1+電話番号
171+2+電話番号

◆伝言の確認(再生)

171+1+電話番号
171+2+電話番号

◆伝言の登録

171+1+電話番号
171+2+電話番号

たいし安全安心ネット 登録して安心を受け取ろう

携帯電話、スマートフォンなどのメール機能を利用して災害時の緊急情報をお知らせします。

■登録方法《空メール送信》

- ①taishi@bosai.netに空メールを送信、返信メールを受信する。
- ②利用規約を読み、利用規約に同意し、メール本文中のURLをクリック、登録する。
- ③登録完了メールを受け取る。

QRコードからも空メールが送信できます。

【ご注意ください】

メール受信拒否の設定により、緊急情報が受け取れないことがあります。info@bosai.netからのメールを受信できるよう設定してください。



議会組織決定

議長 橋本 恭子
副議長 中井 政喜
監査委員 中島 貞次

議長就任あいさつ



橋本 恭子

新緑の色増す季節となりましたが、町民の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。このたび5月9日の臨時会におきまして、太子町議会議長に就任させていただきましたことになりました。微力ではありますが、町民の皆様の負託

にお応えするよう専心努力いたします。

さて、国においてはデフレ脱却、地域経済の再生と成長が望まれる中、依然として町の財政状況も厳しい状況下にあります。

平成27年9月開庁を目指した新庁舎建設の工事がいよいよ本格的に始まります。

行政と議会が一体となって住民福祉の向上と町発展のために尽くします。町民の皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

副議長就任あいさつ



中井 政喜

風薫るさわやかな5月を迎え、町民の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

このたびの議会改選にともない、副議長の要職に就任させていただきました。その責務の重大さを痛感しております。今までの議員活動の経験を生か

して、開かれた議会、活力ある議会を目指して議長と共に、微力ですが職責を遂行したいと念願しております。

本町の今後においては町税の大幅な増収は見込めず、依然として財政状況は厳しい中、雇用環境の悪化など多くの課題が山積みしております。

太子町の発展と住民福祉の向上を目指しますので、今後とも、皆様の温かいご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。

委員会等の構成

- ◆議会運営委員会
○佐野 芳彦 ○森田 眞一 中井 政喜
井村 淳子 清原 良典 堀 卓史
- ◆総務常任委員会
○平田 孝義 ○清原 良典 服部 千秋
井川 芳昭 藤澤 元之介 堀 卓史
- ◆福祉文教常任委員会
○首藤 佳隆 ○井村 淳子 中井 政喜
吉田 日出夫 森田 眞一 福井 輝昭
- ◆経済建設常任委員会
○中数 清志 ○藤澤 元之介 佐野 芳彦
中島 貞次 井川 芳昭 吉田 日出夫
- ◆広報広聴常任委員会
○福井 輝昭 ○中数 清志 服部 千秋
平田 孝義 首藤 佳隆
- ◆損保健康衛生施設事務組合議会議員
中井 政喜 井川 芳昭 平田 孝義
- ◆損保地区農業共済事務組合議会議員
清原 良典 吉田 日出夫 堀 卓史
- ◆西はりま消防組合議会議員
佐野 芳彦 中数 清志
- ◆都市計画審議会委員
藤澤 元之介
- ◆民生委員推薦会委員
井村 淳子
- ◆国民健康保険運営協議会委員
服部 千秋 福井 輝昭
- ◆社会福祉協議会評議員
森田 眞一
- ◆民主化推進協議会理事
首藤 佳隆

○は委員長
○は副委員長

和のまち再発見

太子町の歴史を再認識する「和のまち再発見」。今号では、「鶴荘絵図(写本)」を紹介いたします。

⑬ 鶴荘絵図(写本)



斑鳩寺所蔵の「法隆寺領播磨国鶴荘絵図(写本)」は、法隆寺の所蔵する嘉暦4年(1329年)に描かれた絵図の写本で、平野に描いた碁盤目の中に地名が書き込まれた、上空から斜めに見下ろしたように描かれた美しい絵図です。

原本は700年近く前の絵図ですが、斑鳩寺や稗田神社、幹線用水路などが描かれ、それを目印にすると、現代の地図とびつたりと重ね合わせることが出来ます。また、実際に檀特山や立岡山の頂上から太子町内を眺めると、大きな碁盤のような中に整然と田んぼが並んでいます。これは千数百年前に行われた圃場整備によるもので、これも絵図に描かれたとおり、今もそのまま残っています。鶴荘絵図は、聖徳太子の生きた時代と現代の太子町を結ぶ貴重な歴史遺産です。

お知らせします。 一回限りの2つの給付金。

●問い合わせ
社会福祉課 ☎277-1013
厚生労働省専用ダイヤル ☎0570-037-192
特設ホームページ
<http://www.2kyufu.jp/>

消費税率の引き上げに伴い、国の施策による給付金が一回限り支給されます。
6月下旬から7月上旬にかけて、対象者の皆さんに申請書を送付する予定です。
今しばらくお待ちください。

臨時福祉給付金

所得の低い人の負担を緩和します。

■支給対象者

基準日(平成26年1月1日)に、住民基本台帳に記録されている平成26年度町民税(均等割)非課税者※町民税(均等割)が課税されている人の扶養親族、生活保護の受給者などは対象外です。

■支給額 10,000円/人

※一定の年金や児童扶養手当などの受給者は5,000円が加算されます。

子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯の負担を緩和します。

■支給対象者

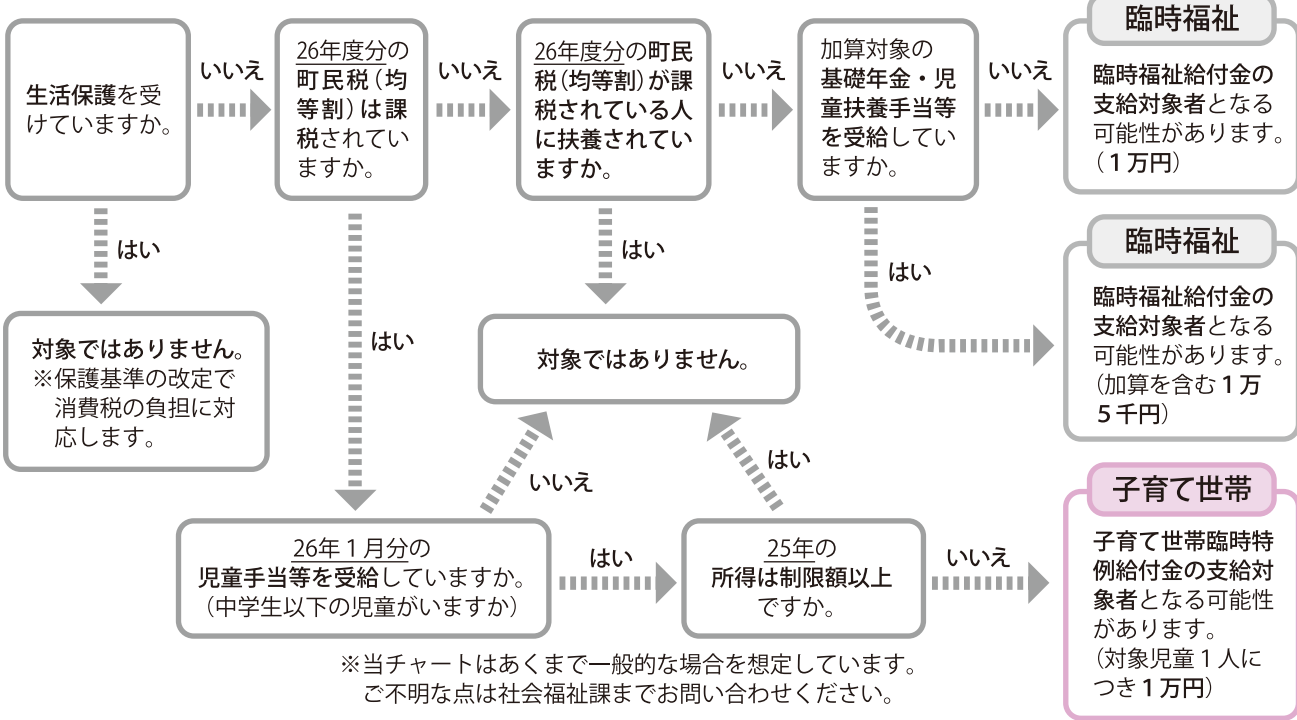
基準日(平成26年1月1日)における、平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)受給者で、平成25年中所得が児童手当の所得制限未満の人

■支給額 10,000円/人

※臨時福祉給付金の対象児童および生活保護受給対象児童などは対象外となります。

対象者判断チャート

基準日は平成26年1月1日になります。



※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。
ご不明な点は社会福祉課までお問い合わせください。

【ご注意ください】

「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の振り込み詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。
ご自宅や職場などに町や厚生労働省(の職員)などをかたった電話や不審な郵便があれば、迷わずたつの警察署(☎0791-63-0110)または警察相談専用電話(☎9110)にご相談ください。

国民健康保険税改定のお知らせ

● 7月中旬に世帯主へ決定通知書を送付します ●

●問い合わせ
税務課 ☎277-1014

国民健康保険は、病気やケガをしたときに安心して医療が受けられるよう、加入者が国民健康保険税を出し合い、国・県の負担金などを財源にして町が保険者となって事業を運営しています。健康と生活を支え、将来にわたり安定的に制度を運営するため、ご理解とご協力をお願いします。

【26年度国民健康保険税】※（ ）は25年度

算定区分		医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護保険分 (40歳～64歳)
①所得割額	前年所得に応じた額	7.08%	2.47%	3.00%
②資産割額	その年度の固定資産税額に応じた額	5%	1%	2%
③均等割額	1人あたりにかかる額	25,600円	8,400円	11,000円
④平等割額	世帯ごとにかかる額	21,000円	7,000円	6,200円
賦課限度額		51万円	16万円 (14万円)	14万円 (12万円)

※①・②・③・④の合計金額が、1年間の税額となります。

◆改定のポイント

- ①後期高齢者支援金分の賦課限度額が16万円に
- ②介護保険分の賦課限度額が14万円に
- ③軽減対象を拡大

保険税の軽減制度

(所得の未申告者がいる世帯は軽減対象外です)

◆低所得者のために《軽減対象を拡大》

前年の所得が一定基準以下の世帯は、所得申告により均等割額と平等割額が減額されます。(下記参照)

平成26年度から、5割軽減の基準について、24.5万円を乗ずる被保険者数の範囲に被保険者である世帯主を含めます。また、2割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を35万円から45万円に引き上げます。

区分	平成25年中の世帯主、被保険者等の総所得金額
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円＋[24.5万円×世帯に属する被保険者等]以下
2割軽減	33万円＋[45万円×世帯に属する被保険者等]以下

※被保険者等＝被保険者および特定同一世帯所属者

なお、災害、事業の休業などにより、生活が困難なために保険税が納められない場合には、申請により所得割額が減額されることがあります。

◆旧被扶養者のために

会社の健康保険、共済組合などの加入者本人が後期高齢者医療制度に移行したことにより、その被扶養者(65歳以上)が国保に加入した場合、申請により保険税が減額されます。

◆非自発的失業者のために

企業の倒産・解雇などによる非自発的な失業者は、離職理由により保険税が減額される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

口座振替をご利用ください

保険税の納付には、納め忘れる心配がなく確実に納付できる口座振替をご利用ください。

《必要なもの》

納税通知書、預金通帳、通帳届出印

《取扱金融機関》

兵庫西農業協同組合、みなと銀行、三井住友銀行、りそな銀行、兵庫信用金庫、西兵庫信用金庫、播州信用金庫、姫路信用金庫、ゆうちょ銀行

《手続き窓口》

各取扱金融機関窓口

※普通徴収は、1年分(4月～翌年3月分)を9期(7月～翌年3月)に分けて納めます。

滞納にご注意ください

国民健康保険税を納期限後に納税される場合は、督促手数料や延滞金が増加されます。

また特別な理由がなく滞納が続くと

- ①有効期限の短い健康保険証の交付
- ②給付が制限され、医療費が一時的に全額自己負担となる資格証明書の交付
- ③財産の差押えなどの滞納処分を行うことがあります。

町職員の募集

●平成27年4月1日採用●

◆職種

- ・事務職A(大学卒業程度) 5名
- ・事務職B(身体障害者対象) 1名
- ・事務職C(文化財担当) 1名
- ・建築職 1名
- ・幼稚園教諭 1名

◆受験資格

〔事務職A(大学卒業程度)〕平成元年4月2日以降に生まれ、学校教育法による4年制大学を卒業した程度の学力を有する人(学歴は問いません)

〔事務職B(身体障害者対象)〕身体障害者手帳の交付を受け、次の①～③の要件をすべて満たす人

①昭和54年4月2日以降に生まれ、学校教育法による高等学校を卒業した程度の学力を有する人(学歴は問いません)

②自力による通勤、段差などの移動ができ、介護人なしに職務が遂行できる人

③活字印刷文による出題に対応できる人

〔事務職C(文化財担当)〕次の①と②の要件を両方満たす人

①昭和54年4月2日以降に生まれ、学校教育法による4年制大学または大学院で主として考古学を専攻し卒業した人、または平成27年3月末日までに卒業見込みの人

②学芸員資格を有する人または平成27年3月末日までに取得見込みの人

〔建築職〕昭和59年4月2日以降に生まれ、学校教育法による大学、高等専門学校または専門学校で建築

●問い合わせ
総務課 ☎277-1010



に関する学科を専攻し卒業した人、または平成27年3月末日までに卒業見込みの人

〔幼稚園教諭〕平成元年4月2日以降に生まれ、幼稚園教諭免許および保育士の資格を併せて有する人、または平成27年3月末日までに取得見込みの人

◆第1次試験

日程 7月27日(日)

内容 教養試験および論文試験

(建築職は論文試験に代えて専門試験)

※第2次試験の詳細は第1次試験合格者に、第3次試験の詳細は第2次試験合格者に個人通知

◆受付期間

6月2日(日)～6月13日(金) 8時30分～17時15分
(土・日を除く)

※郵送の場合も期間内に必着

◆詳しくは、試験公告をご覧ください。試験公告・申込書は総務課窓口に備え付けています。(町ホームページからもダウンロードできます)

家庭用の雨水貯留施設設置費用を助成

●問い合わせ
上下水道事業所 ☎277-5991

台風の大型化やゲリラ豪雨の発生などにより、全国各地で浸水リスクが高まっています。また、市街化の進展に伴い、地中へ浸透する雨水の量が減少しています。雨水の有効利用を広め、集中豪雨による浸水のリスクを軽減するため、家庭用の雨水貯留施設(容量100ℓ以上)を設置した人への費用助成制度を始めます。

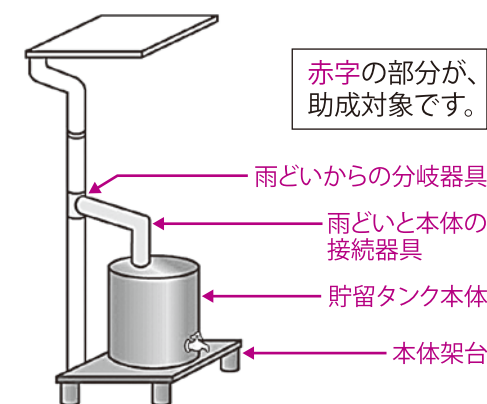
◆対象住宅 公共下水道の処理区域の住宅(アパート等の借家含む)

◆募集期間 6月2日(日)～13日(金)(土・日を除く)

◆助成件数 14名程度(応募多数の場合は抽選)

◆助成金額 設置費用の2分の1
※3万円を限度。1,000円未満の端数は切り捨て

◆応募方法 上下水道事業所に備え付けの申出書をご提出ください。(町ホームページからもダウンロードできます)



福祉医療費助成制度のご案内

7月1日から3歳までの通院医療費が無料になります

福祉医療費助成制度

福祉医療費助成制度は、所得制限などの要件を満たす人を対象に受給者証を発行し、医療費の一部を助成する制度です。

◆対象者

- ◎ 小学3年生修了までの人
 - ◎ 小学4年生～中学3年生修了までの人
 - ◎ 65歳～69歳の人（住民税非課税世帯で年金収入額を加えた所得が80万円以下）
 - ◎ 重度障害のある人（身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級）
 - ◎ 母（父）子家庭等
- なお、この助成を受けるには申請が必要です。また、現在助成を受けていない人も、家族構成の変化や所得更正などによって該当する場合があります。詳しくはお問い合わせください。

受給者証の更新

7月1日以降の受給資格の確認のため、所得・課税状況などを審査します。引き続き該当する人には新しい受給者証を送付します。非該当になる人には通知します。ただし、次の要件に該当する人は、審査に必要な書類の提出が必要となります。

要件	必要書類
平成26年1月2日以降に太子町へ転入した人	26年度の所得・課税証明書（平成26年1月1日現在の住所地で発行されたもの）
税法上の所得未申告の人（被扶養者を除く）	税務課などで受理された平成25年分の収入・所得の申告書の写し

な書類の提出が必要となります。（未提出の場合更新できません。ご注意ください）

3歳までの通院医療費を

無料とします

子育て家庭の負担を軽減し、子どもたちが安心して医療を受けることができるよう、7月1日から、3歳まで（3歳の誕生月末日まで）の子どもを対象に、病院窓口での通院医療費を無料にします。（※所得制限がありません。また、助成対象は保険適用分に限りません）

また、3歳までの重度障害者・母子家庭等医療の受給者については、7月1日から乳幼児等医療の受給者に変更となり、「乳幼児等医療費受給者証」を発行します。受給者自身

●問い合わせ
町民課 ☎277-11012

の手続きは不要です。

制度名	通院一部負担金（病院での窓口負担）	
	現行（6月30日まで）	7月1日から
乳幼児等医療	日額800円／1医療機関（月2回） ※低所得者は日額600円まで（月2回）	3歳誕生月末日まで 無料 3歳1か月目以降 現行どおり
		3歳誕生月末日まで 無料 （乳幼児等医療費受給者証への切り替え） （重度障害者医療）現行どおり （母子家庭等医療） 日額800円／1医療機関（月2回） ※低所得者は日額400円まで（月2回）
重度障害者医療 母子家庭等医療	日額600円／1医療機関（月2回） ※低所得者は日額400円まで（月2回）	3歳1か月目以降

老人医療・母子家庭等医療の 助成内容の変更

兵庫県第3次行革プランの見直しに伴い、7月1日より助成内容の見直しをします。詳しくは、広報たいし5月号をご覧ください。

認知症サポーター養成講座受講者募集

●問い合わせ
さわやか健康課 ☎276-6639

町では、認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場で認知症の人や家族を支援する「認知症サポーター」を養成し、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めています。
あなたも「認知症サポーター」になり、周囲の認知症の人を見守ってください。

認知症サポーターとは
認知症を正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る「応援者」のことです。

- 日 時 7月6日回 9時30分～11時
11月19日回 9時30分～11時
※いずれか都合のよい日にお申し込みください。
- 場 所 保健福祉会館（老原102番地1）
- 対 象 認知症の人と家族を温かく見守っていく意欲を持つ町内在住・在勤者
- 定 員 各60名（先着順）
- 参加費 無料

官民協働事業

暮らしの便利帳を作成・発行します

●問い合わせ
企画政策課 ☎277-5998

太子町では、町民の皆さんの暮らしに役立つ行政情報の提供を目的として情報を掲載した「太子町暮らしの便利帳」を平成26年9月末（予定）に発行します。

便利帳は、町の各種手続きなどの行政情報や防災・生活・観光情報などを一冊にまとめた情報冊子で、町民の皆さんが必要なときにすぐ役立つ一冊となるように作成します。

便利帳のポイント

■地域の活性化に役立ちます

事業所の広告掲載を行うことにより、地域商店の情報を町民の皆さんに知っていただき、地域経済の活性化に役立ちます。

■町の財政負担はありません

（株）サイネックスと共同発行し、発行・配布に要する経費を広告収入で賄うため、町の財政負担はありません。

■全戸配布します

行政情報を一冊にまとめ、全世帯に配布します。

4月16日（金）、共同発行事業者の（株）サイネックスと発行協定調印式を行いました。



■便利帳の仕様

発行年月 平成26年9月末（予定）

発行部数 13,500部

ページ数 約100ページ

■広告募集の問い合わせ

株式会社サイネックス

☎222-7630



「いま」「いつでも」「いざというときに」まちの「知りたい」を一冊にします。

人権一口メモ

「無縁社会と家族」～生きること つながること～

No.145 問 社会教育課

（兵庫県人権啓発協会制作 人権啓発映画「ヒーロー」）

本年度の住民学習会で活用していた人権啓発映画「ヒーロー」を紹介いたします。
この作品は、「無縁社会と家族」をテーマに、家族や地域、職場のつながり、いわゆる血縁や地縁、社縁の希薄化による問題を取り上げられています。こうした「無縁社会」と呼ばれる社会状況のなか、身近に起こる人権問題に対し、私たちに何ができるのでしょうか。私たちは個人という小さな力しか持っていないませんが、一人ひとりが行動に移すことによって、人と人とのつながりが生まれ、そのつながりによって、大きな事が成し遂げられます。このドラマは、そんな気持ちを促し、少しでも日常の行動につなげられるように制作されています。

（あらすじ）

主人公の行男は町内会の副会長。秋祭りのヒーローショーに出演するが、転倒して骨折する。楽しみの家族旅行もキャンセルになり、リフレッシュ休暇を一人で過ごすことになる。そんなある日、見知らぬ少年が大勢の少年に囲まれ、大切なポシェットを川に投げ捨てられるのを目撃するが何もできない。その後、一人暮らしの富枝を訪

問した際にポシェットの少年・真司がいじめられているのを再度見かける。しかし、何もできない行男は、富枝にあきられる。

別の日、町内会長の老伴の職場で、ネット上での差別的な書き込みの実態について、「自分とは関係ない」と言った行男は、「他人事にせず、皆でなくしていかないと」と諭される。

あらゆるきつかけから地域と関わり始めた行男は、今まで意識しなかった近所の人と出会い、意識に変化が起こり出す。

そんな中、妻・恭子の「いじめられている真司くんを放っておいていいのかな」の言葉に、自分がかつてヒーローに憧れていたことを思い出す。

翌日、「ヒーローになる」とメモを残し、家を飛び出した行男は・・・

5月31日（金）の石海地区リーダー研修会を皮切りに、各自自治会での学習会が今年度も始まります。この作品を一人でも多くの人にご覧いただき、人と人とのつながりが実感できる人権文化に満ちた地域社会が創り上げられ、誰にとっても住みよい社会が実現される一助になればと願っています。

健康でいきいきと暮らそう

総合健診

●問い合わせ・事業場所
さわやか健康課 ☎276-6630

太子町総合健診では、特定健診やがん検診などを受診できます。
年に1回、自身の身体状態を確認し、健康維持につなげましょう。



申込方法 ※はがきが手元にない場合は、保健福祉会館または町民課の窓口までお越しください。

【はがき申し込み】

今月の広報たいしに添付の申込はがきに必要事項を記入の上、ポストに投函してください。はがき到着順に健診日と受付時間を決定します。

はがきの到着が遅くなると希望日での受診ができない場合がありますので、お早めにお申し込みください。（時間指定はできません）

※申込はがきは、健診を委託している「兵庫県厚生農業協同組合連合会」に届きます。また、11月実施分も、今月号のはがきで申し込みが可能です。
※がん検診のみを申し込む場合も、申込はがきをご利用ください。

【電話申し込み】

電話でお申し込みください。ただし、はがきでの申し込みが優先となります。

◎電話申し込み開始

【8～9月実施分】6月16日☎

【11月実施分】9月16日☎

◎時間 8時30分～17時15分
(土・日・祝日除く)

申込期限

◎8～9月実施分 7月11日☎
◎11月実施分 10月10日☎

検査項目・料金

受診項目		検査内容	対 象 者 ※年齢は平成27年 3月31日時点	個人負担金
特定健診(基本健診)	基 本	身体・腹囲計測、採血、 血圧測定、尿検査など	特定健診対象者チェック表(右ページ)をご参照ください。	
	詳 細	貧血検査 心電図検査 眼底検査	前年度結果で、体格・血圧・血液検査において一定の基準に該当し、医師が必要と判断した人	20～39歳 無料 40～74歳 特定健診受診券に記載 ※後期高齢者医療加入者は無料
			上記以外で受診を希望する人 ※健診当日にお申し出ください。 なお、申込はがきへの記載は不要です。	貧血検査 330円 心電図検査 1,140円 眼底検査 830円 ※後期高齢者医療加入者も有料
胸部総合検診		胸部レントゲン検査	20歳以上の人	300円
胸部追加	アスベスト 検診	問 診	アスベストの心配がある人	無料
	喀痰検査	喀痰細胞診検査	◎50歳以上で「1 日の喫煙本数×年数」が600以上の場合 ◎ 6 カ月以内に血痰があった場合 ※検診当日に容器をお渡ししますので、後日提出してください。	1,200円
	胃がん検診	胃部レントゲン検査	20歳以上の人	1,000円
大腸がん検診	便潜血検査 2 日法	400円		
前立腺がん検診		PSA 検査(採血)	50歳以上の男性	500円
肝炎ウイルス検診		B 型・C 型肝炎 ウイルス検査	40歳以上で 過去に検査していない人	700円

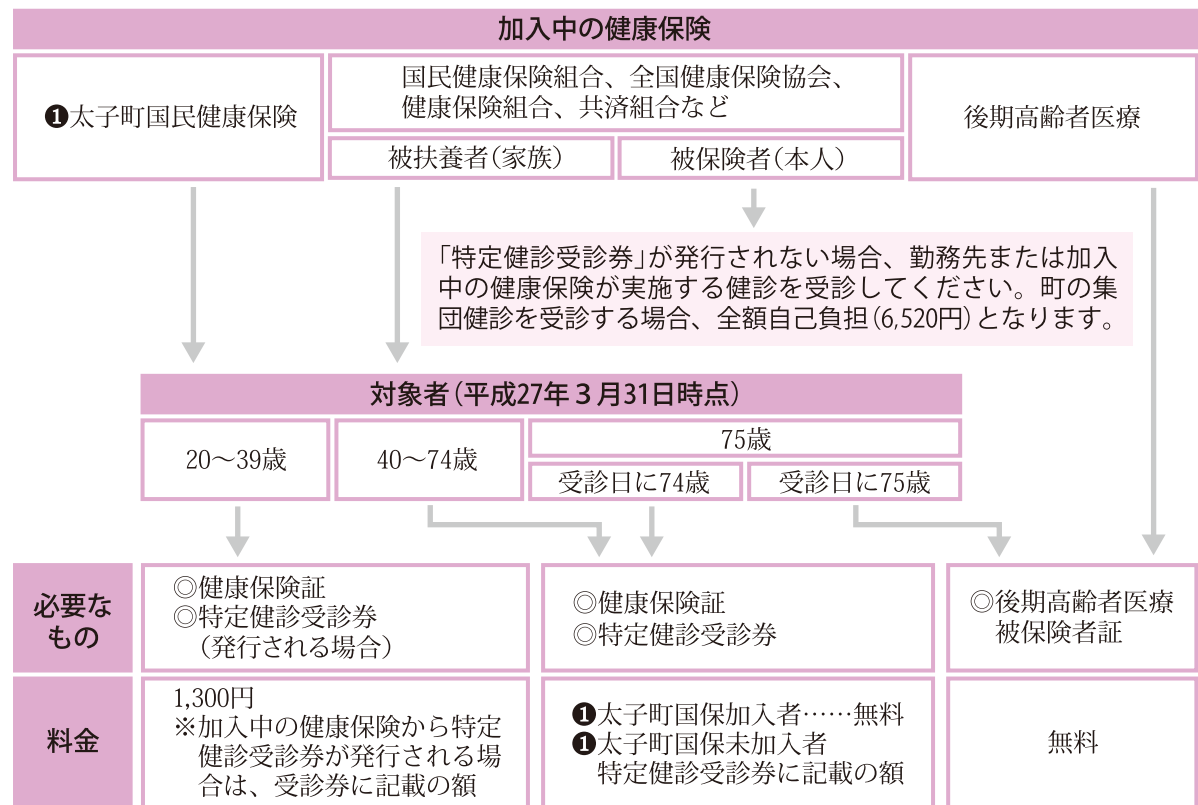
※40～74歳の人を受診される「特定健診」は、加入されている医療保険者(健康保険証に記載)により実施することとなっています。

※がん検診は、加入している医療保険に関わらず受診可能です。また、75歳以上の人および後期高齢者医療被保険者は無料です。

実施日時・場所 ※11月実施の集団検診は、広報たいし9月号でもお知らせします。

日 程			場 所		日 程			場 所	
8 月	23日(土)	午前	保健福祉会館	8 月	31日(日)	午前	あすかホール		
	24日(日)			9 月	1 日(月)				
	25日(月)				3 日(水)				
	26日(火)				4 日(木)				
	27日(水)			20日(木)	11月			21日(金)	
	28日(木)			21日(金)				保健福祉会館	
	30日(土)			22日(土)					
あすかホール									

特定健診(基本健診)対象者チェック表



※特定健診受診券は加入中の健康保険から発行されますが、申請が必要な場合があります。

乳がん・子宮頸がん集団検診

乳がん・子宮頸がんは早期発見することで治る可能性が高くなります。検診で早期発見に努めましょう。

◆実施日・申込期限

実施日	乳がん検診(個別時間指定)	申込期限
6月20日☎	13:00～14:45	6月10日☎
7月14日☎	子宮頸がん検診 13:30～14:45 骨粗しょう症検診(6月20日のみ実施)13:00～14:45	7月4日☎

◆検診料金・対象年齢(年齢は平成27年3月31日現在)

◎子宮頸がん検診 1,600円

◎乳がん検診(マンモグラフィ+視触診)

40～49歳 2,300円 50～74歳 2,200円

◎骨粗しょう症検診

20～70歳の5歳きざみの節目年齢 500円

※75歳以上の人および後期高齢者医療加入者は無料です。

◆検診場所

保健福祉会館

太子町老原102番地1

◆申込先

さわやか健康課

☎276-6630

◆申込方法

電話申し込み

◆注意事項

平成25年度に受診していない人が対象です。乳がん検診は、ペースメーカー・豊胸手術をしている人、乳房内にチューブなどの異物を挿入している人、授乳中(母乳の出る人)、妊娠中および妊娠の可能性のある人は受診できません。

Schedule

健康ひろば 6月

相談

まちの保健室

6月9日(日)・23日(日)

9時30分～11時30分

保健師と栄養士が健康相談に応じます。

こころの健康相談 **要申込**

6月5日(日)13時30分～16時30分

(1人1時間程度)

教室

ママスクール[コース③] **要申込**

6月5日(日)

受付 9時10分～9時20分

妊婦さんが出産や育児を学びます。

わくわく離乳食教室 **要申込**

6月12日(日)

受付 9時40分～9時50分

初期・中期の食事の作り方を実習します。

対象 5～8カ月児

健康診査 ★対象者に個人通知

受付時間 13時30分～14時15分

乳児相談

6月3日(日)

対象 平成25年10月生まれ

1歳6カ月児健康診査

6月4日(日)

対象 平成24年11月生まれ

乳児健康診査

6月11日(日)

対象 平成26年2月生まれ

3歳児健康診査

6月25日(日)

対象 平成22年12月生まれ

※母子健康手帳の交付、妊婦健康診査助成券の交付は随時行っています。妊娠が確認できればお早めにさわやか健康課へお越しください。

●問い合わせ・事業場所

さわやか健康課(保健福祉会館)

☎276-6630

人間ドックの助成

疾病等の早期発見と健康増進を図るため、人間ドック受診者への助成を行っています。

◎対象者

40歳以上(平成27年3月31日時点)の太子町国民健康保険加入者

後期高齢者医療加入者

◎助成条件

特定健診に該当する項目を含む人間ドックを受けていること(詳しくはお問い合わせください)

国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の滞納者でないこと

◎助成金額

人間ドック費用の2分の1(上限18,000円)

◎注意事項

受診後3カ月以内に申請してください。

龍野健康福祉事務所の相談 **要申込**

健康管理課

栄養相談

☎0791-63-5677

6月9日(日)10時～11時30分

栄養に関する専門的な相談や食品の栄養成分表示などの相談に応じます。

エイズ・肝炎相談

☎0791-63-5140

6月5日(日)・19日(日)13時～14時50分

感染の心配がある人の相談や検査に応じます。(相談・検査は無料)

地域保健課

こころのケア相談

☎0791-63-5142

6月5日(日)13時～14時

精神疾患や認知症、アルコール問題など、心の問題でお悩みの人やその家族が対象です。

健康ダイアリー

Health diary

「共食(きょうしょく)」していますか？

～6月・10月は食育月間、毎月19日は食育の日です～

核家族化やライフスタイルの多様化などによって、家族みんなが集まって食事をする「共食」の機会が減ってきています。

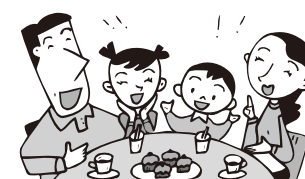
平成24年に実施した太子町食育推進計画策定のためのアンケート調査結果をみると、夕食に比べ朝食は家族で食べる割合が低いことがわかりました。また、年齢が上がるにつれて家族で食べる割合、朝食で主食・主菜・副菜をそろえて食べている割合が低く、朝食欠食率も高くなっています。

なぜ「共食」が大切なの？

アンケートの結果、太子町では小学生の約10人に1人、中学生の約3人に1人が朝食を一人で食べています。一人で食べると、自分だけの食欲を満たす食事内容になりがちで、栄養のバランスが整いにくく、心やからだの不調を感じることがあります。しかし、複数人での共食、特に家族のように世代や健

康状態、食の好み、知識や食事観がさまざまで、食欲の内容が異なる人との共食は、全員が満足できるように内容を工夫・調整するため、食物の組み合わせが多様になります。その結果、味や栄養面のバランスが良好になると考えられます。

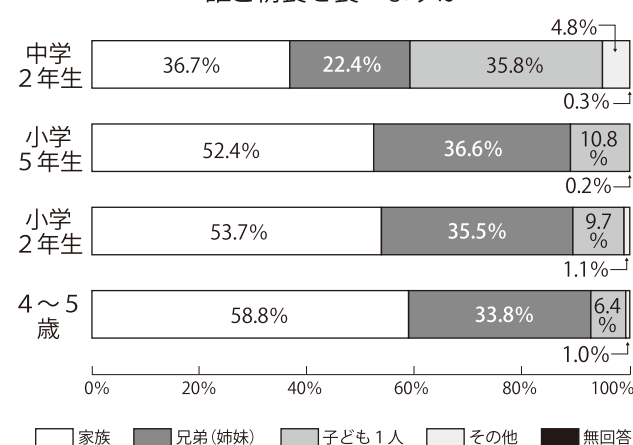
年齢が上がるにつれ、クラブ活動や塾、習い事などで家族そろっての食事が難しくなることもありますが、1日1回は家族そろって食事ができるよう心がけましょう。



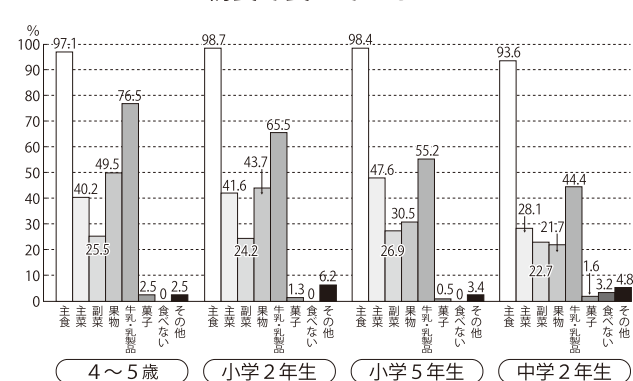
「コ食」になっていませんか？ チェックしてみましょう！

- ☐ 孤食：ひとりで食べること
- ☐ 小食：食べる量が少ないこと
- ☐ 個食：自分(個人)の好きなものを各々で食べる
- ☐ 固食：固定したもの、自分の好きな決まったものしか食べないこと
- ☐ 粉食：パンやパスタなど、粉を使った主食を好んで食べる
- ☐ 濃食：味の濃いものばかり食べる
- ☐ 子食：子どもだけで食べる

誰と朝食を食べますか

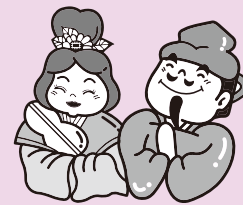


朝食で食べているもの



食事は家族をつなぐ コミュニケーション

家族や友人と会話を楽しみながらゆっくり食べる食事は、栄養のバランスも整いやすく、心もからだも元気にしてくれます。食事を通じてコミュニケーションをとることで、家族や仲間との絆も深まります。また、楽しい食卓は子どものマナーや社会性を育て、よい習慣や正しい知識を身につけることができます。食を共にすること「共食」には、「一緒に食べる」ことだけではなく、「何を食べようか?」、「おいしかったね」と話し合うことも含まれます。できることから始めてみましょう！



お問い合わせ

☎277-1010 FAX276-3892

企画政策課	277-5998
総務課	277-1010
財政課	277-5996
税務課	277-1014
収税管理室	277-5700
町民課	
戸籍係	277-1011
保険係・国民年金係	277-1012
生活環境課	277-1015
社会福祉課	277-1013
産業経済課	277-5993
街づくり課	277-5992
上下水道事業所	
上水道	277-3241
下水道	277-5991
会計課	277-5990
議会事務局	277-5995
教育委員会管理課	277-1016
教育委員会社会教育課	277-1017
さわやか健康課	
保健衛生係	276-6630
老人福祉係	276-6639
介護保険係	276-6715

人口と世帯 5月1日現在

人口	34,548人	(－16)
男	16,954人	(－9)
女	17,594人	(－7)
世帯数	12,993世帯	(+24)
※()内は前月比		

納期 期限内に納めましょう。

◆納期限 6月30日(日)

◎税務課

町県民税(1期)

※納付には便利で安心な口座振替をご利用ください。

いきいき健康体操教室の参加者募集

●問 南総合センター
ストレッチ・身体の柔軟性回復・骨格のゆがみ矯正など軽度の運動を通して健康を増進するための教室です。心と身体を楽しくリフレッシュしませんか。

●日時 7月1日(火)以降の毎月第1・第3火曜日
13時30分～15時
●場所 南総合センター
●講師 坂元 裕子さん
(スポーツインストラクター)
●定員 20名
●申込期限 6月24日(火)
●申し込み 南総合センター

ダンボールコンポスの体験モニター募集

●問 生活環境課
ごみの減量化を進めるため、生ごみを堆肥化するダンボールコンポスの体験モニターを募集します。

希望者は、生活環境課および各地区公民館、町ホームページに備え付けの申込用紙を生活環境課へご提出ください。
●募集人数 30名(先着順)
●申込期限 6月13日(金)
●対象者 町内在住者で説明会(6月27日開催)への参加および経過報告が可能な人

町県民税の減免制度

●問 税務課
失業や退職などにより、町県民税の納付が著しく困難な場合は、減免を受けることができます。減免を受けようとする人は、納期限の7日前(1期は6月23日(日))までに税務課へ申請してください。
なお、納期限を過ぎた場合や納付済みの場合は対象となりません。
●対象者
◎仕事を退職・廃業・休業した日から3カ月以上無職で、引き続き就職する予定がない人(所得600万円以下に限る)

◎賦課期日(平成26年1月1日)後に生活保護法による保護を受けている人
◎納税義務者が死亡し、相続人として納付する人
◎給与所得者(所得400万円以下)で、今年中の所得見込額が前年と比べて2分の1以下に減少する人
※申請には印鑑、退職証明などの書類が必要となる場合があります。

介護サービス利用料の軽減

●問 さわやか健康課
①介護保険施設の利用時の居住費(滞在費)・食費の負担軽減
施設サービスや短期入所サービスを利用する際、申請により居住費・食費の利用者負担額が軽減されます。
●対象者
世帯全員が住民税非課税者
●必要書類
介護保険被保険者証、印鑑
②社会福祉法人が提供する介護保険サービスの利用料軽減

軽減事業を実施している社会福祉法人などの介護サービスを利用する場合、条件を満たし認定を受ければ利用者負担額が軽減されます。
●対象者
世帯全員が住民税非課税者で、次の要件を全て満たす人
◎年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下の場合
◎預貯金などが単身世帯で350万円、世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額以下の場合
◎日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない場合
◎負担能力のある親族などに扶養されていない場合
◎介護保険料の滞納がない場合
●軽減対象サービス
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)での施設サービス、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護など
●軽減内容
利用者負担額、食費および

居住費の4分の1を軽減

●必要書類

介護保険被保険者証、印鑑、世帯全員の収入状況・預貯金などの額の分かるもの
※①・②とも、毎年7月に更新が必要です。現在、軽減を受けている人は、6月に送付する更新申請書をご提出ください。

野焼きは禁止されています

●問 生活環境課
野焼きは法律(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)で禁止され、違反した場合は罰則の対象となります。
家庭から出るごみは分別の上、指定された日にごみステーションへ出しましょう。
また、農業やとんどなどの風俗習慣上にて行われる焼却などは法律の例外となっていますが、焼却などをされる場合は、近隣に住む人のことを考え時間帯、風向きなどへの十分な配慮をお願いします。

身体障害者移動相談

●問 社会福祉課
身体障害者手帳を持つ肢体障害者を対象にした補装具の移動相談を行います。義手、義足、装具、オーダーメイドの車いすへの助成はこの相談を受ける必要があります。

●相談日・場所
7月4日(金)9時30分～12時
赤穂市総合福祉会館
●申込期限 6月18日(火)
※印鑑と身体障害者手帳をご持参ください。
●申し込み 社会福祉課

年金額が0.7%引き下げられます

●問 町民課
平成26年度の年金額は、法

児童手当の振り込み

●問 社会福祉課
児童手当(2～5月分)は、6月5日(日)に指定の口座に振り込みます。
ただし、2～5月の間に申請された場合、申請月の翌月分からの支給になります。
●児童手当の現況届
児童手当を引き続き受給する要件があるかを確認するた

め、6月上旬に現況届を送付します。
受給者(保護者)の健康保険証の写しなどを添付の上、必ずご提出ください。

平成27年成人式

企画運営委員の募集

●問 社会教育課
20歳の記念を祝う成人式の企画・運営に携わる企画運営委員を募集します。
●対象者
平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれの太子町出身者
●内容 成人式までに5回程度集まり、式典内容や記念品について話し合います。
●募集人数 20名(先着順)

赤十字救急法講習の参加者募集

●問 社会福祉課

不慮の事故や急病に対する救命・応急手当の方法を学ぶ、赤十字救急法講習を行います。

●内容 赤十字救急法講習(赤十字救急法基礎講習・救急員養成講習)
●日時 (3日間の通しての講習)
7月20日(日)13時～17時30分
7月21日(月)9時30分～17時30分
7月26日(土)9時30分～17時30分
●場所 あすかホール2階研修室
●定員 30名(定員を超えた場合は西播磨地域在住者優先の上抽選)
●受講料 無料
※教材費として3,200円が必要です。
●携行品 筆記用具、実技のしやすい服装、タオル、昼食
●対象者 満15歳以上の全日程を通して受講できる人
●申込方法 社会福祉課窓口および町ホームページに備え付けの申込用紙を提出
●申込先 社会福祉課
●申込期限 7月10日(日)
●実施主体 西播磨地区赤十字奉仕団

太子町公募美術展の作品募集

(開催日程 9月24日(水)～28日(日))

●問 中央公民館

第57回太子町公募美術展の作品を募集します。なお、今年度のみ開催日程を早めています。ご注意ください。

●場所 あすかホール
●応募資格 満15歳以上
●応募制限
①1部門1人2点以内(入選作品のみ展示)
②未発表作品で個人制作のもの
●部門 絵画・写真・書・陶芸
※作品の種類など、詳細につきましては、広報たいし7月号でお知らせします。

「経済センサス―基礎調査」・「商業統計調査」にご協力ください

●問 企画政策課
7月1日現在で、全国の全ての事業所・企業を対象に、「経済センサス―基礎調査」と「商業統計調査」の2つの調査を一体的に実施します。
「経済センサス―基礎調査」は、事業所・企業の基本的構造を明らかにするとともに各種情報の整備を図り、また、「商業統計調査」は、商業の実態把握や関連施策の基礎資料を得ることを目的としています。

太子いきいきウォーク 500万歩達成

竹本弘一さん(運営委員)
「ウォーキングを続けることによつて足腰の調子がよい。食も進む。腹八分目で健康維持」

図書館

☎277-1580

ホームページで本の予約ができます

ご自宅から本の予約ができます。予約には、利用カードの番号と図書館が発行するパスワードが必要です。図書館来館時に職員にお申し付けください。

予約できる冊数は5冊までです。本の準備ができれば、図書館より連絡しますので、1週間以内に受け取りにお越しください。本の受け取り、返却は14カ所ある移動図書館の巡回場所でもできます。

図書館ホームページ

<http://lib.town.taishi.hyogo.jp/>



歴史資料館

☎277-5100

常設展示「太子町の歴史」開催中

町内から出土した考古資料や、法隆寺領鶴荘、山陽道の宿場町・鶴などのテーマで、町の歴史を紹介しています。(入館無料)



卑弥呼の時代の土器(鶴遺跡出土)

歴史講座「鶏合せ神事から探る『鶏』への信仰」

6月21日(土)13時30分

場所 あすかホール研修室

講師 藤原 喜美子さん(流通科学大学准教授)

移動図書館(木曜日)						
6月	7月	10:30 ~11:00	11:10 ~11:40	14:30 ~15:00	15:10 ~15:40	16:00 ~16:30
12日	10日	塚森 公民館		福地 反地 長内	米田 公会堂	竹広南 公民館
19日	17日	岩見橋下 公民館	岩見橋上 公会堂	原池田 公民館	山田 掲示板前	原太田東地区 農村交流センター
26日	24日	広坂 公民館前	上太田 公民館	沖地 地域内	吉福 公民館	太子ニュータウン 公民館

図書館で借りた本は、移動図書館でも返却できます。

6月の開館日 ×印は休館						
開館時間: 10時~18時(金曜日は20時まで開館)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	返却のみ				

文化財巡り

「お太子さんの荘園・鶴荘の現地を歩く見学会」

鶴荘の幹線用水路である赤井・小宅井に沿って取水口(揖保川小宅井堰)まで約10kmを歩き、荘園、田んぼと水について考えてみよう。

6月14日(土)9時10分~16時

※ローソン龍野福田店前集合、東鯉崎公民館前バス停解散

募集人数 25名程度

応募期限 6月8日(日)

参加費 100円(保険代)

歴史探検隊「斑鳩地区の文化財めぐり」

7月5日(土)9時~12時

※歴史資料館に集合、同所で解散

募集人数 25名程度

参加費 100円

応募期限 6月29日(日)

※小学3年生以下は保護者の同伴をお願いします。

6月

Taishi life information



たいし君とあすか姫の

暮らしの情報館

子どもたちの通学路を見守る
啓発のぼり旗ができました



たつの警察署と龍野交通安全協会が募集した「交通安全のぼり旗デザインコンテスト」に、太子高校2年生岩田佑美さんのデザインが採用され、町内通学路で子どもたちを見守っています。

岩田さんは、「子どもたちに親しみやすいよう動物をモチーフに図案を考えました。のぼり旗と地域で子どもたちを見守りたい」と思いを語りました。

消費生活ワンポイント

高齢の母が電話勧誘で
光回線の契約をした

問生活環境課

【相談】

インターネットをよく知らない高齢の母が「光回線にしないか」と何回も電話勧誘を受け、期間限定でパソコンがついてくるといので承諾してしまった。しかし、必要ないので解約させたい。

【アドバイス】

電話勧誘や訪問販売で、高齢者が日常生活で特に必要のない電気通信サービスを勧められ、内容が分からないまま契約するトラブルが多数発生しています。電話勧誘で承諾していても、工事前に無償解除を求めれば料金は発生しません。「電話勧誘により申し込んだが、契約するつもりはない」と、工事業者に伝えましょう。また、既に工事が済んでいる場合でも、契約内容をよく理解していなかったことを理由に、回線事業者および販売店に解約交渉が出来る場合があります。トラブルに巻き込まれた際は、早急に近くの相談窓口へご相談ください。

消費生活の相談や問い合わせは、生活環境課消費生活相談窓口でお受けしています。なお、月曜日および第2・第4木曜日の10時~16時は消費生活専門相談員が対応します(祝日の場合は翌開庁日)。

長きにわたり教育現場に勤務し、子どもたちと真摯に向き合い、学校教育の振興に尽力されました。



瑞宝双光章
森田 文章さん(中出)

相談・窓口

無料法律相談【要予約】

6月11日(木)・7月9日(木)
13時~16時

場所 中央公民館

担当 企画政策課

人権・行政相談
6月2日(土)13時~16時

場所 中央公民館

担当 企画政策課

消費生活相談
毎週月曜・第2・4木曜日
10時~16時

法務省人権擁護局長感謝状
前岡 眞理子さん(北之町)

全日本武術太極拳選手権大会
出場
原田 美江子さん(糸井北)

担当・場所 生活環境課

※電話相談も受け付けます。

無料税務相談

6月4日(木) 13時~16時

場所 役場第2会議室

担当 税務課

休日納税窓口

6月22日(日)9時~16時

場所 町民課窓口

担当 税務課

もの忘れ相談【要予約】

6月16日(土)・7月28日(月)
9時~12時

場所 保健福祉会館

担当 さわやか健康課

こころの健康相談【要予約】
6月5日(木)
13時30分~16時30分

場所 保健福祉会館

担当 さわやか健康課

たいしっ子悩み相談

毎週金曜日 13時30分~17時

場所 中央公民館

担当 管理課

心配ごと相談

6月13日(金)・27日(金)
13時30分~16時

場所 保健福祉会館相談室

担当 社会福祉協議会

西播磨青い鳥学級生の募集

問社会教育課

対象者 視覚障害者(義務教育修了年齢以上)

参加費 無料

定員 40名

日程 7月25日(金)、8月8日(金)、9月19日(金)、10月24日(金)

不法滞在・不法就労防止にご協力を

問たつの警察署

☎079-163-0110

不法滞在や就労資格のない来日外国人を雇用したり、斡旋したりすると雇用主が罰せられることがあります。雇用するときは、パスポートなどに記載されている「在留資格」「在留期間」などを必ず確認し、適正な雇用にご配慮ください。

あすかホール ☎277-2300

布施明 LIVE 2014
～Another Story～
別の物語Part2
6月22日回
開場17時 開演17時30分
入場料(全席指定)5,000円
※未就学児の入場不可



企画・製作：(株)コットンポット／FRA音楽創舎(株)
協力：(株)フレンド企画／布施明 ドットコムF.C

水前寺清子歌謡フェスティバル
「昭和を唄う」

特別ゲスト
三山ひろし・林よしこ
7月4日回
昼公演 開場13時 開演13時30分
夜公演 開場17時 開演17時30分
入場料(全席指定)5,000円
※未就学児の入場不可



ミュージカル ブッダ
7月19日回
開場14時30分 開演15時
出演 劇団わらび座
入場料(全席指定)2,500円
※未就学児の入場不可



LIVE in ASUKA vol.14オーディション **入場無料**
6月8日回 開演10時

第11回太子音楽祭 **入場無料**
6月15日回 開演13時30分

児童館 ☎277-3880

ヨチヨチグループ(0～1歳児)
6月3・10・17・24日回10時30分～11時30分
幼児映画会(2～3歳児)
6月6・13・20・27日回10時30分～11時30分
子ども映画会(幼児～小学生)
6月7日回10時～11時
季節のおりがみ遊び(幼稚園～小学生)
6月1・8・15・22・29日回13時～14時
のり・折り紙・はさみ・マジック・セロテープ・
新聞紙をもってきてね。
まあとてゲームをしよう(小学生)
6月1・8・15・22・29日回14時～15時

おじゃる丸 めいぐるみショー **入場無料**

8月17日回

1回目 開場10時30分
開演11時
2回目 開場12時30分
開演13時

会 場 あすかホール
大ホール



応募方法

往信はがきに①住所②氏名③電話番号④希望回⑤
必要席数(最大4席まで)、返信はがきの宛先に住
所、氏名をご記入の上、あすかホール(〒671-1561
太子町鶴1310-1)へご送付ください。※はがき一
枚で両方の回のお申し込みはできません。

応募期間 6月4日回～6月30日回※消印有効
※応募期間を過ぎても定員に達しない場合、随時
応募を受け付けます。
抽選結果 7月10日回までに応募者全員に抽選結果
を返信はがきで通知します。

花とみどりの相談所
☎277-2300

開館日 月・金曜日
9時～16時

花とみどりの相談所では季節の草花を展示していま
す。お気軽にお立ち寄りください。

さし木・さし芽作り 参加費実費

6月16日回13時～ 定員 10名

夏のハンキングバスケット作り 参加費実費

6月20日回13時～ 定員 15名

※各教室とも6月2日回受付開始(先着順)

お知らせ

陶芸教室

土遊びをしよう！かわいいカエルの置物などが作
れるよ！
日 時 7月5日回10時～12時
対 象 年長～小学生の子どもと保護者
参 加 費 600円
持 ち 物 新聞紙
定 員 15名(先着順)
申込期間 6月4日回～11日回
※どの行事も初めての人も参加できます。

子育て学習センター『のびすく』 ☎277-3733

まちの子育てひろば「おひさま」
6月5日回10時30分～11時30分
「おはなしの世界」
6月16日回10時30分～11時30分
「ふれあい遊び」

親子ふれあいリズム遊び ※要申込
6月14日回10時30分～11時30分
対象 幼児とその保護者
定員 約30組(先着順)
講師 リフレ(代表 衣笠 マナミさん)

町民体育館 ☎277-4800

総合公園陸上競技場 ☎277-2296

第81回卓球大会

6月22日回9時
場所 町民体育館

第70回バドミントン大会

7月6日回9時
場所 町民体育館

第49回ママさんバレーボール大会(町長杯)

7月13日回9時
場所 町民体育館

第51回パパさんバレーボール大会

7月13日回9時
場所 町民体育館

第70回ソフトボール大会(一般の部)

7月13日回9時
場所 町民グラウンド

公 民 館

中央公民館 ☎276-0101

かるた会

6月14日回9時30分

たちばな大学講演会「強い消費者になろう！」

6月25日回9時30分
講師 山崎 省吾さん(兵庫県弁護士会姫路支部)
場所 あすかホール中ホール

斑鳩公民館 ☎277-4550

ふれあい茶道教室

6月7日回・21日回9時30分～
講師 春井 千鶴さん

歴史教養講座「道一播磨国風土記にみる地域間交流」

6月18日回9時30分
講師 是川 長さん

ふれあい版画教室

6月28日回10時～
子どもと大人のふれあい版画教室

石海公民館 ☎277-4511

子ども詩吟

6月14日回・28日回9時30分～
講師 吟詠会

子ども茶道

6月14日回・28日回13時30分～
講師 原田 和恵さん

歴史講座「赤松一族と黒田官兵衛・宮本武蔵」

6月24日回9時30分
講師 室井 美千博さん

太田公民館 ☎277-4811

いきいき教室【65歳以上対象】

家庭でできる運動の実践
6月12日回・26日回9時30分
講師 さわやか健康課職員

龍田公民館 ☎276-0044

ウクレレ教室

6月3日回・17日回13時30分
講師 高木 敬一さん

いきいき教室【65歳以上対象】

6月4日回・18日回9時30分
講師 さわやか健康課職員

囲碁のふれあい

6月1日回・14日回9時30分
講師 森川 重三さん

南総合センター ☎277-1102

人間の生き方講座「かわりの中で生かされる私」

6月5日回9時30分
講師 岩谷 教授さん(西法寺住職)



地

龍田小学校3年生がたけのこ掘り

元の旬を収穫

龍田小学校3年生が4月23日、松尾地区で特産品のたけのこ掘りを楽しみました。きれいに整備された竹林には、たくさんのたけのこが地面から顔を出し、子どもたちは大興奮。汗だくになりながら一生懸命に掘り出していました。春の恵みを体いっぱいに行うことができた一日になりました。

お

祝！赤ちゃん誕生

もてなし事業

結婚や出産、転入をお祝いする「おもてなし事業」を開始した5月1日、松尾実咲さん(立岡)が長女咲絢(さあや)さんの出生の届出に太子町役場を訪れました。クリアブック(TAISHIたいせつファイル)を受け取った実咲さんは、「娘の記念の書類などを大切に残していきます」と喜びあふれた笑顔を見せてくれました。



危

交通安全総点検

限箇所を地域で確認・点検

龍田地区の皆さんが4月14日、龍田小学校周辺の交通安全総点検を実施しました。交通安全総点検は、地域と行政、警察が一体となって行うもので、子どもや高齢者など誰もが安心して利用できる道路環境づくりを目的としています。参加した児童は「みんなで歩くことで道路の危険箇所が分かった。下級生などと一緒に歩くときは気をつけます」と話していました。



地

太子町消防団新入団員研修

域を守る決意を新たに

太子町消防団新入団員研修が4月27日、太子消防署訓練場で開催されました。新しい消防作業服を身に着けた消防団員たちは、消防署員から、基本となる実技や訓練礼式を中心に学び、真剣に研修に取り組みました。受講後の団員たちは、地域住民が安心して暮らせるよう学んだことを生かして頑張りたいと消防団員としての第一歩を踏み出しました。



健

ウォーキングと笑顔が元気の秘訣

康いきいきウォーキング

太子町老人クラブ連合会若手部主催の健康いきいきウォーキングが5月8日、春の陽気の中開催されました。このウォーキングは高齢者の仲間作りと健康作りのため、毎月一度開催されています。参加した皆さんは会話を楽しみながら、笑顔でウォーキングを楽しんでいました。あなたも老人クラブの活動に参加し、楽しみながら『健康寿命』を延ばしませんか。

